

2021年12月3日

株式会社証券ジャパン

NISA口座のみなし廃止措置について

令和3年度税制改正により、2017年以前にNISA口座を開設されたお客さまのうち、以下記載の条件に該当されるお客さまは、非課税口座廃止届出書を提出したものとみなし、2022年1月1日（土）をもってNISA口座の廃止措置の対象（みなし廃止）となります。

2022年以降NISA口座の継続をご希望されない場合はお手続き不要です。

2022年以降も当社でNISA口座の利用をご希望される場合は、改めてNISA口座開設のお手続きいただきますよう、お願い申し上げます。

【対象となるお客さま】

以下2点に該当するお客さまは、当社へマイナンバーの届出をいただいていないため、NISA口座を廃止いたします。

①2017年以前にNISA口座を開設されたお客さま

②2018年以降にNISA口座、つみたてNISA口座を設定されていないお客さま

みなし廃止措置に関しまして、ご理解とご協力を何卒よろしくお願い申し上げます。

【NISA口座みなし廃止措置とは】

令和3年度税制改正により、2017年以前にNISA口座を開設した金融機関に、NISA口座の継続利用を目的にマイナンバーを届け出していない場合、2022年1月1日をもって当該金融機関に開設しているNISA口座が廃止される措置です。

2017年以前に購入したNISA口座保有残高は2021年末をもってすべて非課税期間（5年間）が終了し、ロールオーバー、または課税口座への払い出しとなりますので、NISA口座内に残高を保有したまま廃止されることはありません。

なお、みなし廃止措置に基づく廃止の場合は「非課税口座廃止通知書」は作成されません。

以 上

マイナンバーを未提出の状態 一般NISA口座を 開設しているお客様へ

**一般NISA口座を開設している証券会社にマイナンバーを
まだ提出していないお客様は、2022年1月1日をもって
NISA口座が廃止される可能性があります。**〈下図参照〉

※2021年12月末時点で一般NISA口座で保有していた商品については、非課税保有期間(5年間)の満了により、課税口座(一般口座または特定口座)に払い出されます。

※NISA口座の廃止後は、改めて口座開設を行うことによって、NISA口座を再開設することができます。

※つみたてNISAを利用している方は、マイナンバーは提出済みですので引き続きNISA口座を利用することができます。

2018年以降に
一般NISA口座を開設された方

2017年以前に
一般NISA口座を開設された方で
2018年以降も
NISAを利用している方(※1)

2017年以前に
一般NISA口座を開設された方で
2018年以降、
NISAを利用していない方

マイナンバーは提出済みですので
2022年以降も引き続き
NISA口座を利用できます

**マイナンバーを提出していない場合は
2022年1月1日をもって一般NISA口座が
廃止される可能性があります(※2)**

※1. NISA口座で買付を行っていない場合、2018年分以降の非課税投資枠が設けられている場合には、マイナンバーは提出済みです。また、一般NISAでなくともつみたてNISAを利用されている場合には、マイナンバーは提出済みです。

※2. 詳しくは、NISA口座を開設しているお取引先の証券会社までお問合せください。

一般NISA口座で保有する商品のロールオーバーを希望される場合や、2022年以降も引き続きNISA口座のご利用を希望される場合には、各証券会社が定める期限までに、マイナンバーを提出する必要があります。

詳しくは、NISA口座を開設しているお取引先の証券会社までお問合せください。